主任介護支援専門員更新研修の受講要件に関するQ&A

ここには、よくある質問を掲載しています。申込書類の掲載方法や掲載されていない事項については、研修実施団体へ直接お問合せください。

«	目	次	>
«	目	火	1

1 排	既要	
Q 1	受講対象者(受講要件)を教えてください。	 ₽ 3
Q 2	「事前審査」とは何ですか?なぜ受講前に審査するのですか?	 ₽3
Q 3	オンラインで開催される場合、パソコン等は自分で準備しなければいけませんか?	••• P 3
Q 4	過去に受講した法定研修の修了証書を紛失したので、再発行してもらえますか?	••• P 4
2 5	受講要件の詳細	
(1)	受講要件①について(介護支援専門員証の有効期間)	
Q 1	研修実施期間中に介護支援専門員証の有効期間が満了しますが、この研修を修了すれば介護	
	支援専門員証も主任介護支援専門員の資格も更新できますか?	… P 4
Q 2	レポートによる修了評価で修了不可となりました。後日、再評価されることになりましたが、	
	再評価日の前に介護支援専門員証の有効期間が満了します。この場合、再評価で修了可とな	
	れば、介護支援専門員証も主任介護支援専門員の資格も更新できますか?	⋯ P 4
(2)	受講要件②について(主任介護支援専門員資格の有効期間)	
Q 1	研修実施期間中に主任介護支援専門員資格の有効期間が満了しますが、この研修を修了すれ	
	ば介護支援専門員証も介護支援専門員の資格も更新できますか?	⋯ P 4
Q 2	レポートによる修了評価で修了不可となりました。後日、再評価されることになりましたが、	
	再評価日の前に主任介護支援専門員資格の有効期間が満了します。この場合、再評価で修了	可
	となれば、介護支援専門員証も主任介護支援専門員の資格も更新できますか?	··· P 4
(3)	受講要件③について(受講時期)	
Q 1	受講時期は、具体的にいつからになりますか?また、いつ受講するといいですか?	P 5
(4)	受講要件④アについて (研修の企画、講師等の経験)	
Q 1	研修の企画時期や講師・ファシリテーターの担当時期はいつでもいいですか?	P6
Q 2	「介護支援専門員に係る研修」とは何ですか?	P6
Q 3	「介護支援専門員に係る研修」に該当しないものはありますか?	••• P 7
Q 4	講師として担当した研修の要件が一部緩和されることがあると聞きましたが、どのような場	<u>合</u>
	ですか?	••• P 7
Q 5	「企画」とは何ですか?	••• P 7
Q 6	研修を企画したことの確認書類として何を提出するといいですか?	••• P 7
Q 7	「ファシリテーター」とは何ですか?	 ₽8
Q 8	講師・ファシリテーターを担当したことの確認書類として何を提出するといいですか?	 ₽8
Q 9	介護支援専門員実務研修の実習指導者は「講師」に該当しますか?	••• P 7
Q10	ケアプラン点検へのアドバイザー派遣事業のアドバイザーは「講師」に該当しますか?	••• P 7
(5)	受講要件④イについて (法定外研修)	
Q 1	法定外研修等に参加した時期はいつでもいいですか?	 ₽8
Q 2	「法定外研修」とは何ですか?	⋯ P 9
Q 3	「法定外研修」の要件が一部緩和されることがあると聞きましたが、どんな場合ですか?	P 9
Q 4	「法定外研修」に該当しないものはありますか?	· · · P 10
Q 5	法定外研修等に年4回以上参加したことの確認書類として何を提出するといいですか?	· · · P 10
Q 6	法定外研修等に参加しましたが、受講証明書の発行がありませんでした。受講したことがわれ	<u> </u>
	る書類として何を提出したらいいですか?	· · · P 10
(6)		
Q 1	演題発表等を経験した時期はいつでもいいですか?	· · · P 10
Q 2	「研究大会等」とは何ですか?	· · · P 10
Q 3	「演題発表等の経験がある者」とは何ですか?	P11
Q4	演題発表等の経験があることの確認資料として何を提出するといいですか?	••• P11

Q 1	「認定ケアマネジャー」とは何ですか?	••• P 11
Q2	「認定ケアマネジャー」を更新していませんが、受講できますか?	••• P 11
Q 3	認定ケアマネジャーであることの確認書類として何を提出するといいですか?	••• P 11
(8)	受講要件④オについて (都道府県が適当と認めるもの)	
Q 1	「都道府県が適当と認めるもの」とは何ですか?	••• P 11
Q2	「都道府県が適当と認めるもの」であることは誰が証明するのですか?	••• P 11
付録	「こんなときは、受講できないことがあります!」	
事例 1	提出した指導事例やその他申込書類に、申込者本人以外の個人情報が記載されている。	· · · P 12
事例 2	申込期限を過ぎてから申込がなされている。申込に手続き漏れがある。	· · · P 12
事例3	提出事例が実際に担当した事例ではない (他者が作成した事例である等)。	· · · P 12

まずは、以下のフローチャートで、ご自身が主任介護支援専門員更新研修を受講できるか、確認してください。

山形県ホームページトップ > 健康・福祉・子育て > 高齢者福祉 > 介護資格

- > 介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について
- > 介護支援専門員の受講対象研修及び登録・証交付手続きフローチャート(PDF)



1 概要

Q1 受講対象者(受講要件)を教えてください。

A1 受講対象者は、次の①から④のすべての受講要件に該当する者で、研修審査委員会による事前審査(受講資格があるかを判断する審査)で受講を許可された者になります。

≪受講要件≫

- ① 研修修了時点まで、お持ちの介護支援専門員証が有効である者。
- ② 研修修了時点で、主任介護支援専門員の資格が有効である者。
- ③ 研修申込時点で、主任介護支援専門員の資格の有効期間が概ね2年以内に満了する者。
- ④ 次のアからオのいずれかに該当する者。
 - ア 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者。
 - イ 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外研修等に年4回以上参加した者。
 - ウ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者。
 - エ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー。
 - オ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者で、都道府県が適当と認めるもの。

Q2 「事前審査」とは何ですか?なぜ受講前に審査するのですか?

A 2 事前審査とは、研修審査委員会が本研修の受講申込者から提出された申込書類を確認することで、受講申込者に受講資格(※)があるかを判断し、受講の可否を決定するものです。

本県では、主任介護支援専門員の資質向上を目的として、このような事前審査を行っていますので、ご理解いただきますようお願いします。

なお、研修審査委員会の構成員は、個人情報保護のため非公開となりますのでご了承ください。

※ <u>上記1Q1</u>に掲げる受講要件のほか、申込書類の内容や体裁が適切であるか、本研修の実施要 綱等に記載された事項をすべて踏まえているかを判断します。

Q3 オンラインで開催される場合、パソコン等は自分で準備しなければいけませんか?

A3 パソコン(受講者1人につき1台必要です。タブレット、スマートフォンは推奨しません。)、有線 又は無線LANによるインターネット環境(LTE通信等、通信制限がかかる通信環境は推奨しません。)、 ヘッドセット等は、ご自身でご準備ください。

厚生労働省では、受講者の負担軽減や円滑で効果的な研修実施を支援する取組として、研修のオンライン化を推進する方針を示しています。本県でも、本方針に則り、法定研修をオンライン開催とする場合がありますが、研修の位置づけはこれまでと同じく専門職を対象とした実践的な研修ですので、オンライン研修に参加する受講者は、専門職の責務として主体的かつ協調性をもった受講姿勢で参加してください。また、円滑な受講のためには安定した受講環境を確保する必要がありますが、そのための機器や通信、受講場所といった受講環境の整備は、受講者側の責務として心がけてください。

(厚生労働省「<u>都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け介護支援専門員研修オンライン実施</u>の手引き」参照)

- Q3 過去に受講した法定研修の修了証書を紛失したので、再発行してもらえますか?
- A3 修了証書は再発行できませんので、絶対に紛失しないよう大切に保管してください。

2 受講要件の詳細

- (1) 受講要件①について(介護支援専門員証の有効期間)
- Q 1 研修実施期間中に介護支援専門員証の有効期間が満了しますが、この研修を修了すれば介護支援 専門員証も主任介護支援専門員の資格も更新できますか?
- A1 いずれも更新できません。介護支援専門員証が有効期間満了により失効した時点(研修修了時点より前の時点)で主任介護支援専門員の資格も失効するため、研修修了時点では更新の対象となる 資格自体が存在しないこととなり、本研修を修了しても無効(本研修を修了していないものとみなされること)になります。
- Q2 レポートによる修了評価で修了不可となりました。後日、再評価されることになりましたが、再評価日の前に介護支援専門員証の有効期間が満了します。この場合、再評価で修了可となれば、介護 支援専門員証も主任介護支援専門員の資格も更新できますか?
- A 2 いずれも更新できません。修了認定日現在において、介護支援専門員証が有効でなければ、介護支援専門員証及び主任介護支援専門員の資格の更新はできません。レポート審査で修了不可となり、レポートを再提出のうえ再評価を受けた結果、修了認定された場合、修了認定日は再評価日となります。もし、修了認定日(再評価日)より前に介護支援専門員証が有効期間満了により失効した場合、その時点で主任介護支援専門員の資格も失効します。よって、介護支援専門員証の有効期間満了日の翌日からは、介護支援専門員として実務に従事することはできなくなります。再び介護支援専門員として実務に従事するためには、再研修を受講しなければなりません。

なお、再評価でも修了不可となった場合、再々評価(それも修了不可となった場合、最終評価) を受けることになります。それに伴い、修了認定日も後ろにずれますので注意してください。

(例) R5.6.28 最初の修了評価→修了不可

R5.7.3 再評価 →修了不可

R5.7.5 介護支援専門員証の有効期間満了日

R5.7.6 介護支援専門員証も主任介護支援専門員資格も失効

R5.7.13 再々評価 →失効のため評価不可(研修の受講は無効)

(2) 受講要件②について(主任介護支援専門員資格の有効期間)

- Q 1 研修実施期間中に主任介護支援専門員資格の有効期間が満了しますが、この研修を修了すれば介 護支援専門員証も介護支援専門員の資格も更新できますか?
- A1 いずれも更新できません。本研修は、主任介護支援専門員の資格を更新するための研修であり、本研修を修了した場合は、介護支援専門員証を更新するための研修の受講を免除されます。研修修了時点より前の時点で主任介護支援専門員の資格が有効期間満了により失効した場合、研修修了時点では更新の対象となる資格自体が存在しないため、本研修を修了しても無効(本研修を修了していないものとみなされること)になります。よって、介護支援専門員証を更新するための研修の受講は免除されず、介護支援専門員証だけを更新することもできません。

- Q2 レポートによる修了評価で修了不可となりました。後日、再評価されることになりましたが、再評価日の前に主任介護支援専門員資格の有効期間が満了します。この場合、再評価で修了可となれば、介護支援専門員証も主任介護支援専門員の資格も更新できますか?
- A 2 いずれも本研修の受講をもって更新することはできません。本研修は、主任介護支援専門員資格を更新するための研修ですので、修了認定日現在において、主任介護支援専門員資格が有効でなければ、本研修は修了できません。レポート審査で修了不可となり、レポートを再提出のうえ再評価を受けた結果、修了認定された場合、修了認定日は再評価日となります。もし、修了認定日(再評価日)より前に主任介護支援専門員資格が有効期間満了により失効した場合、その時点で主任介護支援専門員更新研修は修了不可となり、受講は無効となります。ただし、失効するのは主任介護支援専門員資格のみですので、介護支援専門員証は当該証の有効期間満了日までは有効です。よって、介護支援専門員証の有効期間満了日までに専門研修又は更新研修(専門研修課程Ⅱ)を受講・修了すれば、介護支援専門員証のみ更新することは可能です。

なお、再評価でも修了不可となった場合、再々評価(それも修了不可となった場合、最終評価) を受けることになります。それに伴い、修了認定日も後ろにずれますので注意してください。

- (例) R5.6.28 最初の修了評価→修了不可
 - R5.7.3 再評価 →修了不可
 - R5.7.5 主任介護支援専門員資格の有効期間満了日
 - R5.7.6 主任介護支援専門員資格が失効
 - R5.7.13 再々評価 →主任資格が失効のため評価不可(本研修の受講は無効)
 - R5.12.4 更新研修(専門研修課程Ⅱ)の修了
 - R6.1.19 介護支援専門員証の更新交付(介護支援専門員証の有効期間がR6.2.3から R11.23に更新される)

(3) 受講要件③について(受講時期)

- Q 1 受講時期は、具体的にいつからになりますか?また、いつ受講するといいですか?
- A1 主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の概ね2年前から受講できます。

なお、すでに受講要件①から④までを満たしている方は、できる限り主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の属する年の2年前または1年前に開催される本研修を受講してください。これは、翌年度以降の研修日程は未定であり、必ずしも例年通りの開催時期になるとは限らないためです。また、本研修の修了評価はレポート審査により行いますが、レポート内容が審査基準に満たない場合、再評価、再々評価、再々評価、最終評価と繰り返しレポート審査を受けなければなりません。このレポート審査に合格しない限り、本研修の修了認定はなされず、そのため、介護支援専門員証や主任介護支援専門員資格の有効期間満了日までに修了認定されず、受講自体が無効となる場合があります(この場合、介護支援専門員証や主任介護支援専門員資格は有効期間満了日をもって失効します)。よって、主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の属する年に本研修を受講することは推奨いたしません。

- (例) 主任介護支援専門員資格の有効期間満了日が令和8年9月27日の場合
 - →令和6~8年度のいずれかの年度に本研修を受講できる (できる限り、令和6~7年度のいずれかの年度に本研修を受講することを推奨する)

(4) 受講要件④アについて(研修の企画、講師等の経験)

- Q 1 研修の企画時期や講師・ファシリテーターの担当時期はいつでもいいですか?
- A1 現在の主任介護支援専門員資格の有効期間満了日から遡って5年以内に担当したものに限ります。

Q2 「介護支援専門員に係る研修」とは何ですか?

A2 ・企画の場合における「介護支援専門員に係る研修」

企画した研修が、次の1)から3)のすべての要件を満たした場合に限り、「介護支援専門員に係る研修」に該当します。

≪企画した研修が「介護支援専門員に係る研修」と認められる要件≫

- 1)研修内容が、介護支援専門員に係る専門的知識又は技術に関するものであること。
- 2) 実施主体が、次の(ア)から(エ)のいずれかであること。
 - (ア)介護支援専門員法定研修実施機関
 - (イ) 国、都道府県、市町村
 - (ウ) 地域包括支援センター(地域包括支援センター等協議会を含む。)
 - (エ)医療・介護・福祉分野の法定資格に係る職能団体等医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、理学療法士会、作業療法士会、社会福祉士会、介護福祉士会、歯科衛生士会、栄養士会、言語聴覚士会、柔道整復師会、精神保健福祉士協会、鍼灸マッサージ師会、介護支援専門員協会等
- 3)受講対象者に、介護支援専門員又は主任介護支援専門員が含まれていること(ただし、広く 一般の者を対象とする研修は除く)。

・講師の経験がある場合における「介護支援専門員に係る研修」

講師として担当した研修が、次の1)から4)までの要件をすべて満たした場合に限り、「介護支援専門員に係る研修」に該当します。

≪担当した研修が「介護支援専門員に係る研修」と認められる要件≫

- 1)研修内容が、介護支援専門員に係る専門的知識又は技術に関するものであること。
- 2) 実施主体が、次の(ア)から(エ)のいずれかであること。
 - (ア)介護支援専門員法定研修実施機関
 - (イ)国、都道府県、市町村
 - (ウ) 地域包括支援センター(地域包括支援センター等協議会を含む。)
 - (エ)医療・介護・福祉分野の法定資格に係る職能団体等医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、理学療法士会、作業療法士会、社会福祉士会、介護福祉士会、歯科衛生士会、栄養士会、言語聴覚士会、柔道整復師会、精神保健福祉士協会、鍼灸マッサージ師会、介護支援専門員協会等
- 3)受講対象者に、介護支援専門員又は主任介護支援専門員が含まれていること(ただし、広く 一般の者を対象とする研修は除く)。
- 4)講師として1人で担当した時間数が、90分以上であること。

・ファシリテーターを担当した場合における「介護支援専門員に係る研修」

ファシリテーターとして担当した研修が、<u>介護支援専門員法定研修</u>(実務研修、再研修、専門研修、更新研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修)のいずれかである場合に限り、「介護支援専門員に係る研修」に該当します。

Q3 「介護支援専門員に係る研修」に該当しないものはありますか?

- A3 介護支援専門員に係る研修に該当しないものの例は、以下のとおりです。
 - ※ 以下に掲げられていないものでも、介護支援専門員に係る研修に該当しない場合があります。
 - ≪介護支援専門員に係る研修に該当しないものの例≫
 - ・介護支援専門員以外にも広く当てはまる、一般的知識や技術に関する研修(マナー・接遇研修等、 職員のメンタルヘルスに関する研修等)
 - ・自法人や自事業所で行われる職場研修
 - ・講師による講義を含まない事例検討会(地域ケア会議等)
 - 研修として開催されていないもの(業務連絡を主とした連絡会、情報交換会、勉強会)
 - ・施設見学や施設紹介を主とした研修
- Q 4 講師として担当した研修の要件が一部緩和されることがあると聞きましたが、どのような場合で すか?
- A 4 上記2(5) Q 2 「講師の経験がある場合における『介護支援専門員に係る研修』」記載の 4 要件 について周知する期間として、令和 4 年 4 月 1 日から 2 年間を設ける趣旨から、令和 6 年 3 月 31 日までは一部要件を緩和して適用していましたが、現在は一切の要件緩和を行っていません。

Q5 「企画」とは何ですか?

- A 5 介護支援専門員に係る研修の主な担当者として、企画立案から実施までを実際に一貫して行った ことをいいます。一部業務のみ行った場合等は含みません。
 - ≪「企画」に該当しない例≫
 - 講師派遣依頼や会場準備、開催通知の作成、受付業務などの事務補助者
 - 研修実施主体や担当部署の長など決定権者
 - •「主な担当者」の指導者や助言者・意見者
 - ・企画会議や研修、報告会などの参集者

Q6 研修を企画したことの確認書類として何を提出するといいですか?

- A 6 次の(ア)から(エ)の<u>すべて</u>を提出してください(※)。<u>いずれか1つでも提出がない場合は</u>、 受講することができません。また、提出の際は他者の個人情報を削除する等、ご配慮ください。
 - (ア)研修を企画立案したことがわかる書類の写し(起案文書、企画会議録等) 研修名、実施主体、実際の企画立案者の氏名、研修実施予定日の記載が必要。
 - (イ)企画立案した研修の内容がわかる書類の写し(研修プログラム等)
 - (ア) と同じ研修であることがわかるよう、研修名、実施主体、研修実施日の記載が必要。
 - (ウ) 研修を実施したことがわかる書類の写し(実施報告書等)
 - (ア)と同じ研修であることがわかるよう、研修名、実施主体、研修実施日の記載が必要。
 - (ア)の企画立案者が実施したことがわかるよう、実際の実施担当者の氏名の記載が必要。
 - (エ) 関係者の業務分担がわかる書類の写し(事務分担表等)
 - (ア)の企画立案者が主な担当者であることがわかるよう、実際の担当者の氏名の記載が必要。
 - ※ (ア)から(ウ)のいずれかに業務分担の記載があるときは、(エ)は省略可。

Q7 「ファシリテーター」とは何ですか?

A 7 実施主体や講師からの依頼を受け、介護支援専門員法定研修において講師とともに受講者への指導・助言等を行うことで、研修が円滑に進むよう補佐する者のことです。司会者や受付担当者は該当しません。また、法定外研修におけるファシリテーターも該当しません。

Q8 講師・ファシリテーターを担当したことの確認書類として何を提出するといいですか?

A8 派遣依頼文の写し、お礼状の写し、研修プログラムの写し等いずれか1つを提出してください。提出がない場合、受講することができません。確認書類がお手元にない方は、担当した研修の実施主体に、担当したことの証明書類等を発行してもらえるかご相談ください。

なお、確認書類には、研修名、実施主体、講師及びファシリテーター氏名、研修内容、研修実施日の記載が必要です。また、提出の際は他者の個人情報を削除する等、ご配慮ください。

Q9 介護支援専門員実務研修の実習指導者は「講師」に該当しますか?

A 9 本県が実施する実務研修において実習指導者(実務研修実習受入協力事業所として本県に登録された事業所に勤務する主任介護支援専門員で、実務研修実習指導証明書の交付を受けた者)となった場合は、**講師の経験がある者に該当します**。

Q10 ケアプラン点検へのアドバイザー派遣事業のアドバイザーは「講師」に該当しますか?

A10 本県が実施する市町村が行うケアプラン点検へのアドバイザー派遣事業において、アドバイザー として実際に派遣された場合は、**講師の経験がある者に該当します**。

(5) 受講要件④イについて(法定外研修)

- Q 1 法定外研修等に参加した時期はいつでもいいですか?
- A1 現在の主任介護支援専門員資格の有効期間満了日から<u>遡って5年以内</u>における、**任意の1年間**に 限ります。
 - (例) 令和5年7月14日~令和6年7月13日までの1年間 等

Q2 「法定外研修」とは何ですか?

A 2 次の1)から4)までのすべての要件を満たした研修のみが「法定外研修」に該当します。よって、 法定外研修に参加しようとする場合、次の4要件をすべて満たした研修でなければ、受講要件として の「法定外研修」とは認められません。

≪受講要件としての「法定外研修」と認められる要件≫

- 1)研修内容が、次の(ア)から(エ)のいずれかであること。
 - (ア) 主任介護支援専門員の役割を果たすために必要な知識・技術を研さんするもの。
 - (イ) ケアマネジメントやケアマネジメントに必要な多職種連携、地域包括ケアに関するもの。
 - (ウ)他の介護支援専門員に対する助言・指導や地域・事業所における人材育成に関するもの。
 - (エ) 多職種とのネットワーク作りや社会資源の開発等の地域づくりに関するもの。
- 2) 実施主体が、次の(ア)から(オ)のいずれかであること。
 - (ア)介護支援専門員法定研修実施機関
 - (イ) 国、都道府県、市町村
 - (ウ) 地域包括支援センター(地域包括支援センター等協議会を含む。)
 - (エ)医療・介護・福祉分野の法定資格に係る職能団体等医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、理学療法士会、作業療法士会、社会福祉士会、介護福祉士会、歯科衛生士会、栄養士会、言語聴覚士会、柔道整復師会、精神保健福祉士協会、鍼灸マッサージ師会、介護支援専門員協会等
 - (オ)介護支援専門員の地区連絡会
- 3) 受講対象者に、介護支援専門員又は主任介護支援専門員が含まれていること(ただし、広く一般の者を対象とした研修を除く)。
- 4) 時間数が、研修1回あたり90分以上であること。

Q3 「法定外研修」の要件が一部緩和されることがあると聞きましたが、どんな場合ですか?

A 3 上記 2(6) Q 2 記載の 4 要件について周知する期間として、令和 4 年 4 月 1 日から 2 年間を設ける趣旨から、**令和 6 年 3 月 31 日までは一部要件を緩和して適用していましたが、現在は一切の要件緩和を行っていません。**

Q4 「法定外研修」に該当しないものはありますか?

- A 4 受講要件としての法定外研修に該当しないものの例は、以下のとおりです。
 - ※ 以下に掲げられていないものでも、受講要件としての法定外研修に該当しない場合があります。 ≪受講要件としての法定外研修に該当しないものの例≫
 - 介護支援専門員以外にも広く当てはまる、一般的知識や技術に関する研修(マナー・接遇研修等)
 - 特定の法人や施設等の職員に限定した研修(自法人や自事業所で行われる職場研修等)
 - ・定期的な集まり(行政説明会等)
 - 講師による講義を含まない事例検討会(地域ケア会議等)
 - ・職場での業務遂行のために必須とされている研修(認定調査員研修、都道府県及び市町村が開催する集団指導、介護職員初任者研修、介護支援専門員法定研修等)
 - 研修として開催されていないもの(業務連絡を主とした連絡会、情報交換会、勉強会等)
 - 施設見学や施設紹介を主とした研修
 - ・初任者向けの研修
 - 事業所や民間企業が実施主体となっている研修
 - 1回あたりの時間数が90分未満の研修(※午前の部60分、午後の部60分のあわせて1回の研修の場合は、90分以上の研修として扱います。)

Q5 法定外研修等に年4回以上参加したことの確認書類として何を提出するといいですか?

- A 5 原則として、次の(ア)及び(イ)の両方を提出してください。<u>いずれか1つでも提出がない場合、</u> 受講することができません。
 - (ア) 受講したことがわかる書類の写し(受講証明書等) 研修名、実施主体、研修修了日、受講者氏名の記載が必要。
 - (イ)研修内容がわかる書類の写し(研修プログラム、実施要領、研修資料等) 研修名、実施主体、研修実施日、研修時間、研修内容、講師氏名の記載が必要。
- Q 6 法定外研修等に参加しましたが、受講証明書の発行がありませんでした。受講したことがわかる書 類として何を提出したらいいですか?
- A 6 受講者名簿があれば、その写しを提出してください。受講者名簿も発行されていない場合、参加した法定外研修の実施主体に、受講証明書や受講者名簿等を発行してもらえるかご相談ください。法定外研修の実施主体に相談しても、受講したことがわかる書類をご用意できない場合は、主任介護支援専門員更新研修の実施機関である山形県老人福祉施設協議会(TEL 023-666-8506)にご相談ください。

なお、受講者名簿を提出する際は、他者の個人情報を削除する等、ご配慮ください。

(6) 受講要件④ウについて(演題発表)

- Q 1 演題発表等を経験した時期はいつでもいいですか?
- A1 現在の主任介護支援専門員資格の有効期間満了日から遡って5年以内に経験した場合に限ります。

Q2 「研究大会等」とは何ですか?

A2 日本ケアマネジメント学会や介護支援専門員協会等、質の高いケアマネジメントの提供や介護支援専門員の資質向上を目的とする機関が開催している、ケアマネジメントに関する研究内容を発表する場(研究大会、学術大会、学会、講演会等)のことです。

Q3 「演題発表等の経験がある者」とは何ですか?

A3 ケアマネジメントに関する講演会の講師や研究大会のコーディネーター、シンポジスト、演題発表者、ポスターセッションにおける発表経験者のことです。

なお、実際の発表者ではない者(抄録当に共同研究者として氏名が記載されている者等)は「演題 発表等の経験がある者」に該当しません。

Q4 演題発表等の経験があることの確認資料として何を提出するといいですか?

A 4 研究大会等の抄録やプログラムの写し、研究大会等の主催者が発行する参加証明書の写し等、いずれか1つを提出してください。提出がない場合、受講することができません。確認書類がお手元にない方は、主催者に演題発表等を行ったことの証明書類等を発行してもらえるかご相談ください。

なお、確認書類には、研究大会等名、主催者、演題発表者等氏名、演題等内容、開催日の記載が必要です。また、提出の際は他者の個人情報を削除する等、ご配慮ください。

(7) 受講要件④エについて認定ケアマネジャー)

Q 1 「認定ケアマネジャー」とは何ですか?

A1 日本ケアマネジメント学会が、ケアマネジャーの資質向上を目的として平成 15 年度から創設・認定している資格(国家資格ではありません。)です。詳しくは、<u>日本ケアマネジメント学会ホームページをご確認ください。</u>

Q2 「認定ケアマネジャー」を更新していませんが、受講できますか?

A 2 有効期間が満了している場合、認定ケアマネジャーの資格は喪失していますので、受講できません。認定ケアマネジャーの資格は5年ごとの更新制ですので、ご自身の有効期間をご確認ください。 ご自身の有効期間がご不明な方は、日本ケアマネジメント学会にお問合せください。

Q3 認定ケアマネジャーであることの確認書類として何を提出するといいですか?

A3 有効期間内の認定ケアマネジャー認定証の写しを提出してください。

(8) 受講要件④オについて(都道府県が適当と認めるもの)

Q1 「都道府県が適当と認めるもの」とは何ですか?

A1 市町村及び地域包括支援センターにおいて、介護保険制度の運用やケアマネジメント等の実施について、指導的立場にある者で、市町村長から推薦された者のことです。

Q2 「都道府県が適当と認めるもの」であることは誰が証明するのですか?

A 2 推薦者である市町村長です。証明が必要な方は、**市町村介護保険主管課窓**口にご確認ください。

!!付録!! 「こんなときは、受講できないことがあります!」

事例1 提出した指導事例やその他申込書類に、申込者本人以外の個人情報が記載されている。

- 対策 指導事例に登場する個人、団体等に関する個人情報(利用者の氏名、利用者の家族・親族氏名、 担当者氏名、医療機関名称、サービス事業所名称、インフォーマルサービス機関名称 等)や添付 書類に記載された個人情報(受講要件の確認等に必要のない個人氏名等)は、**すべて記号化(例: 利用者A氏、長男B氏、C医療機関 等)してください**。
 - ※ 個人情報保護への配慮は、他の介護支援専門員に対する指導・助言や事業所における人材育成・ 業務管理を行う主任介護支援専門員には、当然に求められるものです。提出前に、個人情報が すべて記号化されているか必ず確認してください。

事例2 申込期限を過ぎてから申込がなされている。申込に手続き漏れがある。

- 対策 次のような場合は<u>申込期限を過ぎてからの申込</u>とみなされるため、<u>申込を受け付けることができません</u>。申込期限までに、手続き漏れのないよう申込をしてください。
 - (例)・郵送した申込書類が、申込期限の翌日に研修実施機関に配達された。
 - ・インターネット申込は申込期限までに行ったが、申込書類の郵送をしなかった。
 - ・申込期限に間に合わないと思い、FAX や持ち込みで申し込んだ。

事例3 提出事例が実際に担当した事例ではない(他者が作成した事例である等)。

- 対策 提出した指導事例等が、次のように実際に自ら担当した事例ではない場合、<u>申込を受け付ける</u> <u>ことができません</u>。万が一、受講決定後、又は研修修了後に実際に自ら担当した事例ではないこと が判明した場合、受講又は修了を取り消します。その結果、主任介護支援専門員の資格及び介護支 援専門員証の更新ができなくなったとしても、自己責任です。
 - (例)・提出した事例が、前任の介護支援専門員や過去に主任介護支援専門員更新研修を受講した ことのある者等、他者が作成したものである。
 - ・提出した事例が、前任の介護支援専門員等から引き継いだ事例で、実際には自ら指導した とはいえないものである。